

わたちの里(共同生活援助)運営規程

第1条(事業の目的)

株式会社わたちの里が運営する介護サービス包括型共同生活援助事業、グループホームわたちの里(以下「事業所」という。)において実施する、共同生活援助の事業(以下「事業」という。)は、知的障がい者、精神障がい者が地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要なものに対し、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援等必要な支援を適切かつ効果的に提供することを目的とする。

第2条(運営の方針)

事業所は、利用者の心身の状況とその有する能力及び適性に応じた適切なサービスが提供され利用者の意思及び人格が尊重される明るい共同生活の場づくりに努めるとともに地域住民との良好な関係が保たれるよう常に配慮していくものとする。

事業の実施にあたっては関係法令等を遵守して健全な運営に心がけるとともに関係市町村地域の保険・医療・福祉サービス、他の障がい福祉サービス事業者との緊密な連携を図り、必要ある場合は速やかに関係機関との協議を行って問題の解決にあたるものとする。

第3条(虐待防止に関する事項)

この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一：身体的虐待 二：性的虐待 三：心理的虐待 四：放棄・放置的虐待

五：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

第4条(事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称：グループホーム わたちの里
- (2) 所在地：茨城県東茨城郡大洗町磯浜町字原 8228 番地 7 7

第5条(職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職員、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者1名(虐待防止責任者)

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮監督を行う。

(2)サービス管理責任者1名

サービス管理責任者は、利用者の個別支援計画の作成やサービス内容の評価、日中活動の連絡調整などを行う。

(3)世話人4名

世話人は、食事や掃除などの家事支援、日常生活上の相談支援等を行う。

(4)生活支援員1名

入浴や排せつ、食事の介護等の生活サポートを行う。

第6条(利用対象)

事業所において事業を提供する主たる対象者は次の通りとする。

- ① 知的障がい者 ② 精神障がい者

第7条(利用定員)

利用定員は、10名とする。

第8条(サービスの内容)

事業所は利用者の処遇にあたって、その社会適応能力を向上させ自立した生活を望むことができるように援助するものとし、そのサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 食事や掃除等の家事援助
- (2) 金銭管理の指導
- (3) 健康管理、服薬管理に関する指導
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 日常生活における相談、助言
- (6) 就労についての助言、指導
- (7) 日中活動に関わるサービス事業所との連絡調整
- (8) その他自立生活を行うために必要な指導、助言

第9条(サービスの利用料)

1. 事業所は、共同生活援助に関わる利用者負担の支払いを受けるものとする。

- ① 家賃1部屋：35,000円
- ② 食事代：31,000円
- ③ 光熱水費：13,000円
- ④ 日用品：2,000円

合計 81,000円 (家賃¥10,000円は各市町村より支給されます。)

2. 事業所は、前項までに定めた費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収書を当該費用を支払った利用者に対して交付しなければならない。

※食材料費・光熱水費・日用品費については年1回3月末に清算し余剰が出た場合は返金する。

第10条(減免等)

1. 家賃について、利用者が月の途中で入居した場合は、入居日から月末までの日数を当月の全日数で除した値に1カ月あたりの家賃を乗じた額(10円未満切り捨て)を支払うものとする。

2. 利用者は、入院または自己都合により不在が長期に及ぶ場合であっても、入居契約が解除されない限り家賃は原則として全額負担するものとする。

第11条(外出及び外泊)

利用者は外出しようとするとき、管理者に行き先を明らかにしておくものとし、又外泊しようとするときは、その都度事業所が保管する外泊記録簿に必要事項を記載するものとする。

第 12 条(禁止行為)

利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔など他人に迷惑をかけること。
- (2) 事業所内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (3) 事業所内の名誉を傷つけ、信用を落とすようなこと。
- (4) 宗教や心情の相違などで他人を攻撃し、又は自己利益のために他人の自由を侵す行為。
- (5) 指定した場所以外で火器などを用いる行為。
- (6) 行為に共同生活住居や備品に損害を与え、又はこれを持ち出す行為。

第 13 条(退居命令)

管理者は、利用者が第 12 条に規定する行為のいずれかに及んだとき、又はその行為を継続し管理者の指示または指導に従わないときは、契約を解除し退居させることができる。

第 14 条(緊急時における対応)

サービス管理責任者及び世話人は、障害福祉サービスの提供中に利用者の体調に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、関係部署に報告しなければならない。

第 15 条(非常災害対策)

1. 管理者は、非常災害に関する事項に留意し、災害防止と利用者の安全を図らなければならない。
2. 利用者の避難誘導訓練を随時実施するとともに、消防機関との連携を密にし、災害発生時には速やかに措置を講ずるものとする。

※年 1 回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

第 16 条(損害賠償)

1. 利用者は、故意又は過失によって事業所内設備及び備品に損害を与え又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償または現状に復さなければならない。
2. 損害賠償の額は、利用者の収入及び事情を考慮して減免することができる。

第 17 条(契約解除時について)

利用者は、退居時には次の各号に掲げる物件等を現状に復し、管理者の立ち合いと了解を得た後、直ちに居室を明け渡さなければならない。

- (1) 居室内外の清掃及びゴミ、汚物等
- (2) 居室内の電球、電灯
- (3) 居室内の襖、障子、壁紙等
- (4) 前号以外の居室内損傷及び備品等故障個所の修繕

第18条(苦情処理等)

- 1, 利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の設置、事実関係の調査実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2, 苦情処理の体制、手順等については別に定める「利用者からの苦情解決の取り組みに関する規定」に基づき処理するものとする。

第19条(秘密保持等)

- 1, 従業者は業務上で知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 2, 従業者であったものに、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とするなどの必要な措置を講じなければならない。
- 3, 会議等において、利用者および家族などの個人情報を用いる場合は、事前に利用者及び家族の同意を文章により得るものとする。

第20条(その他運営に関する重要事項)

- 1, 事業所は、世話人等の資質向上を図るための研修機会を次のとおり設けるものとする。
 - (1)採用時研修 採用1カ月以内
 - (2)継続研修 年1回
- 2, 記録の整備
 - (1)事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。
 - (2)事業所は、利用者に対する共同生活援助サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該共同生活援助サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
- 3, この規定に定める事項のほか、運営に関する事項は、代表取締役と事業所内の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第21条(地域連携推進会議)

1, 会議の目的・役割

※地域連携推進会議は、施設等と地域が連携する事により、以下の目的を達成するための、地域の関係者を含めた外部の方が参画する会議体です。

- ・利用者と地域との関係作り
- ・地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
- ・施設等やサービスの透明性・質の確保
- ・利用者の権利擁護

： 地域連携推進会議は、上記の目的をより効果的かつ確実に達成するため、単に会議体を設置

するのみでなく、地域連携推進会議の全ての構成員は訪問者（以下「地域連携推進員」という）となります。地域推進員が施設等を訪問することで、事業運営の現場を直接確認することが可能な仕組みとしてます。施設等にとっては、地域連携推進員から、専門家ではない視点からの気づき等が得られ、上記目的達成の一助となることが期待されてます。この点は介護保険の運営推進会議と大きく異なる点です。

地域連携推進会議を行うことで、事業所のサービスの質が担保され、それにより支援を受ける利用者にとっても良い影響があります。又、地域との連携が深まることで、地域における事業運営がしやすくなるなど、事業所、施設等にとっても大きなメリットがあります。

さらに、従来から実施してる虐待防止研修等の研修や個別支援計画が上手くいっているかを外部の方に見ていただく良い機会となります。

第22条 身体拘束の禁止

- 1、事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）をおこなわないものとする。
- 2、事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3、事業所は、身体拘束等の禁止を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の禁止のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の禁止のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の禁止のための研修の実施

第23条 業務継続計画の作成

- (1) 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条 感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策

- 1 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る
 - (2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に

実施する。

附 則

この規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。